

○山口県警察情報セキュリティに関する訓令

平成18年2月20日

本部訓令第3号

(目的)

第1条 この訓令は、山口県警察情報システム及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって山口県警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報の処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報を利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 山口県警察情報システム 山口県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和5年山口県警察本部訓令第17号）第1条に規定する山口県警察情報管理システムをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。
 - イ 山口県警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であって、その内容が山口県警察情報システムに入力されたものを含む。）
 - ロ 山口県警察情報システムから出力された情報
 - ハ 山口県警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって山口県警察に勤務する職員（以下「職員」という。）が職務上取り扱うもの
 - ニ 山口県警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(情報セキュリティ管理者)

第3条 山口県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事務を統括するため、情報セキュリティ管理者を置く。

2 情報セキュリティ管理者は、警務部長をもって充てる。

(情報セキュリティ委員会)

第4条 山口県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は、情報セキュリティ管理者をもって充てる。

3 委員会の構成及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(管理対象情報の分類及び対策の基準)

第5条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、当該分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

2 管理対象情報の分類及び対策の基準については、情報セキュリティ管理者が、当該情報の業務を主管する所属長及び警務部情報技術推進課長と協議の上、定めるものとする。

(責務)

第6条 職員は、山口県警察情報システム及び管理対象情報の適正な運用に努めなければならない。

(監査)

第7条 委員会は、山口県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査を実施し、その結果に基づき評価を行う。

2 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、警務部長が別に定める。